

金融所得課税について

平成24年11月

内閣府副大臣 前川 清成



平成25年度税制改正要望における 主な具体的要望項目

1. 国民の資産形成を支援する観点からの金融証券税制の抜本的見直し

- ◆ 日本版ISAの恒久化等
- ◆ 金融所得課税の一体化
(金融商品に係る損益通算範囲の拡大、公社債等に対する課税方式の変更)

2. 中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の企業再生支援

- ◆ 企業再生税制による再生の円滑化を図るための措置の拡充
- ◆ 合理的な再生計画に基づく経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置

3. 上記以外で日本再生戦略等に盛り込まれた事項等

- ◆ 日本版レベニュー債の対象の全国拡大
- ◆ 教育資金を通じた世代間の資産移転の促進(文部科学省要望に合わせて共同要望)
- ◆ 火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実 等

◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)の恒久化等

【現状及び問題点】

- 約1,500兆円ある我が国国家計金融資産について、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図るため、日本版ISAの活用に期待。
 - ただし、現在導入が予定されている制度は、平成26年からの3年間に行われる投資だけを対象とする時限措置となっている(100万円×3年間)。
- ⇒ 幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から日本版ISAの拡充・簡素化を進める必要。特に、老後の備えや教育資金など国民の自助努力(資産形成)を本格的に支援するためには、恒久化等が望ましい。

【要望事項】

- **投資可能期間を(平成26年からの3年間だけでなく)恒久化すること**
※ 恒久化の結果、非課税投資総額が拡大することとなる(現行300万円⇒1,000万円)が、富裕層を過度に優遇する結果とならないよう、非課税維持期間(現行10年間)の見直し等を通じ、500万円以上とすることを想定。
- **対象商品を拡大し、公社債・公社債投信への投資を可能とすること**
- **毎年新たな口座の開設を不要とする(原則一口座とする)こと**
- **ただし、平成23年度税制改正大綱等に則り、経済金融情勢が急変した場合には、軽減税率の延長を行うこと**

(参考) 平成23年度税制改正大綱(抄)

現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る10%軽減税率は、(中略)平成26年1月から20%本則税率とします。(中略)これらの措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施することとします。

(参考) 日本版 I S A (平成26年に導入予定の現行スキーム)

※ISA: Individual Savings Accounts

【現行スキームの概要】

1. 非課税対象 : 上場株式・公募株式投信の配当・譲渡益
2. 非課税投資額 : 毎年、新規投資額で100万円を上限
3. 非課税投資総額 : 300万円 (100万円 × 3年間)
4. 非課税維持期間 : 最長10年間
5. 途中売却 : 自由 (ただし、売却部分の枠は再利用不可)
6. 口座開設数 : 年間1人1口座 (毎年新たな口座を開設)
7. 導入時期 : 平成26年 (20%本則税率化にあわせて導入)



- ※ 年間一人一口座。口座開設年に限り100万円を限度に投資可能
- ※ 非課税期間は、口座を開設した年から最長10年間

「日本再生戦略」（平成24年7月31日 閣議決定）抜粋

[金融戦略]

【2020年までの目標】

日本版ISAの投資総額25兆円

(重点施策：国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大)

我が国家計が保有する金融資産の教育資金としての活用や不動産の有効活用の観点から、高齢世代から若年世代への資産移転等を促す方策について検討すると同時に、確定拠出年金の拠出規模の拡大、分散投資の促進等による普及・拡充や国内外の資産への長期・分散投資による資産形成の機会を幅広い家計に提供する観点から日本版ISA について所要の検討を行い、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図る。（以下略）

「成長ファイナンス推進会議 とりまとめ」(平成24年7月9日)抜粋

2. 成長マネーの供給拡大策

1. 国民金融資産の形成支援を通じた成長マネーの供給拡大

約1,500兆円ある我が国家計金融資産について、高齢世代から若年世代への移転を促すと同時に、確定拠出年金の普及・拡充や日本版ISAの所要の検討により、自助努力に基づく資産形成を支援・促進し、家計からの成長マネーの供給拡大を図ることが重要である。

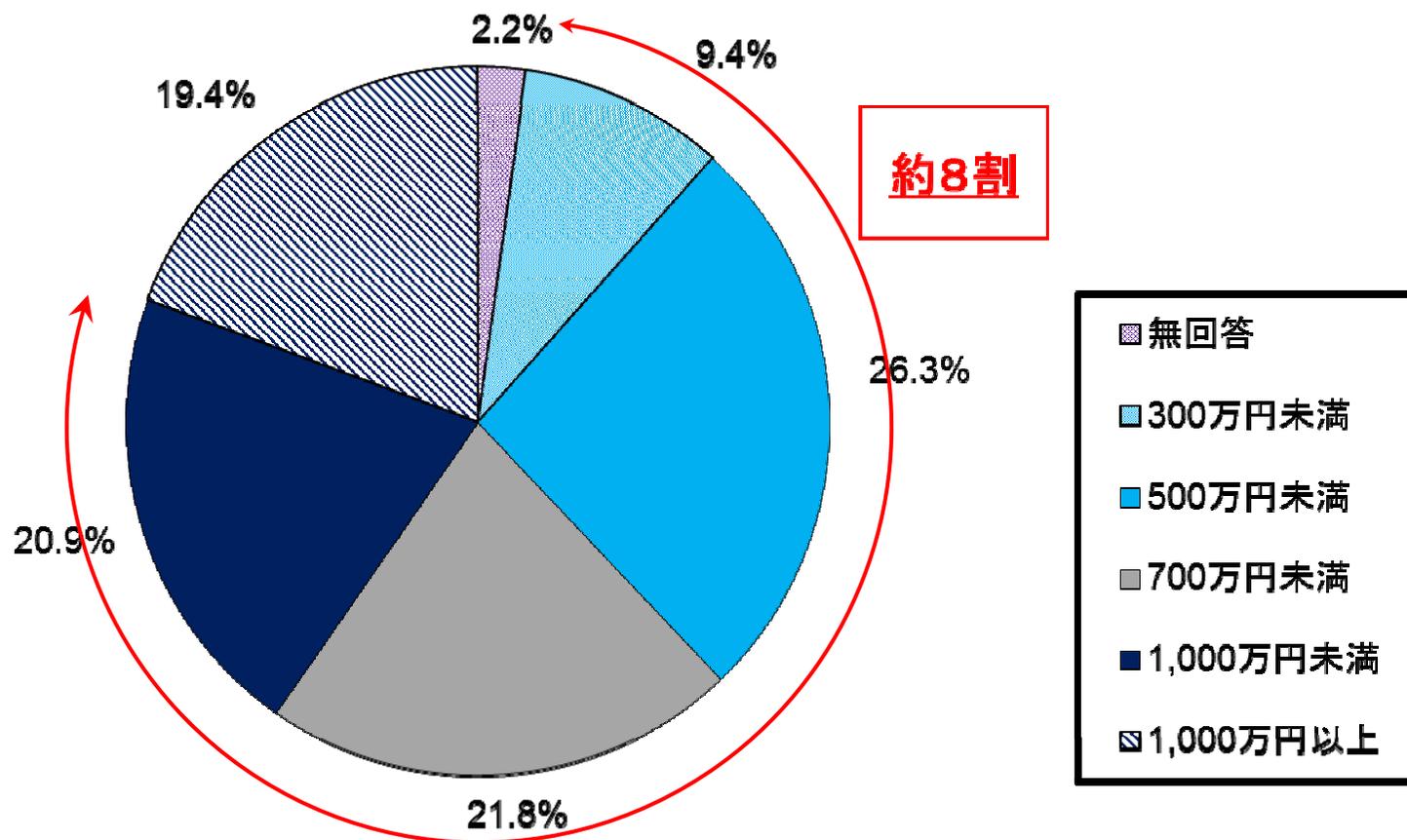
(中略)

(2) 日本版ISAの所要の検討

- ・日本版ISA（導入から3年間で毎年100万円までの上場株式、投信投資に係る非課税措置）については平成23年度税制改正大綱において、上場株式等の配当・譲渡所得等の20%本則税率化に併せて、経済金融情勢が急変しない限り、2014年1月に導入することとされている。今後、幅広い家計に国内外の資産への長期・分散投資による資産形成を行う機会を提供する観点から、諸外国の例も参考としつつ所要の検討を進める（2012年度中）。（金融庁）

世帯年収ごとの個人投資家の状況

個人投資家の世帯年収については、「300万円～500万円未満」が26.3%で最も多く、全体の約8割が「年収1,000万円未満」の世帯であり、証券投資は、高所得者層のみが行うものとはいえない。

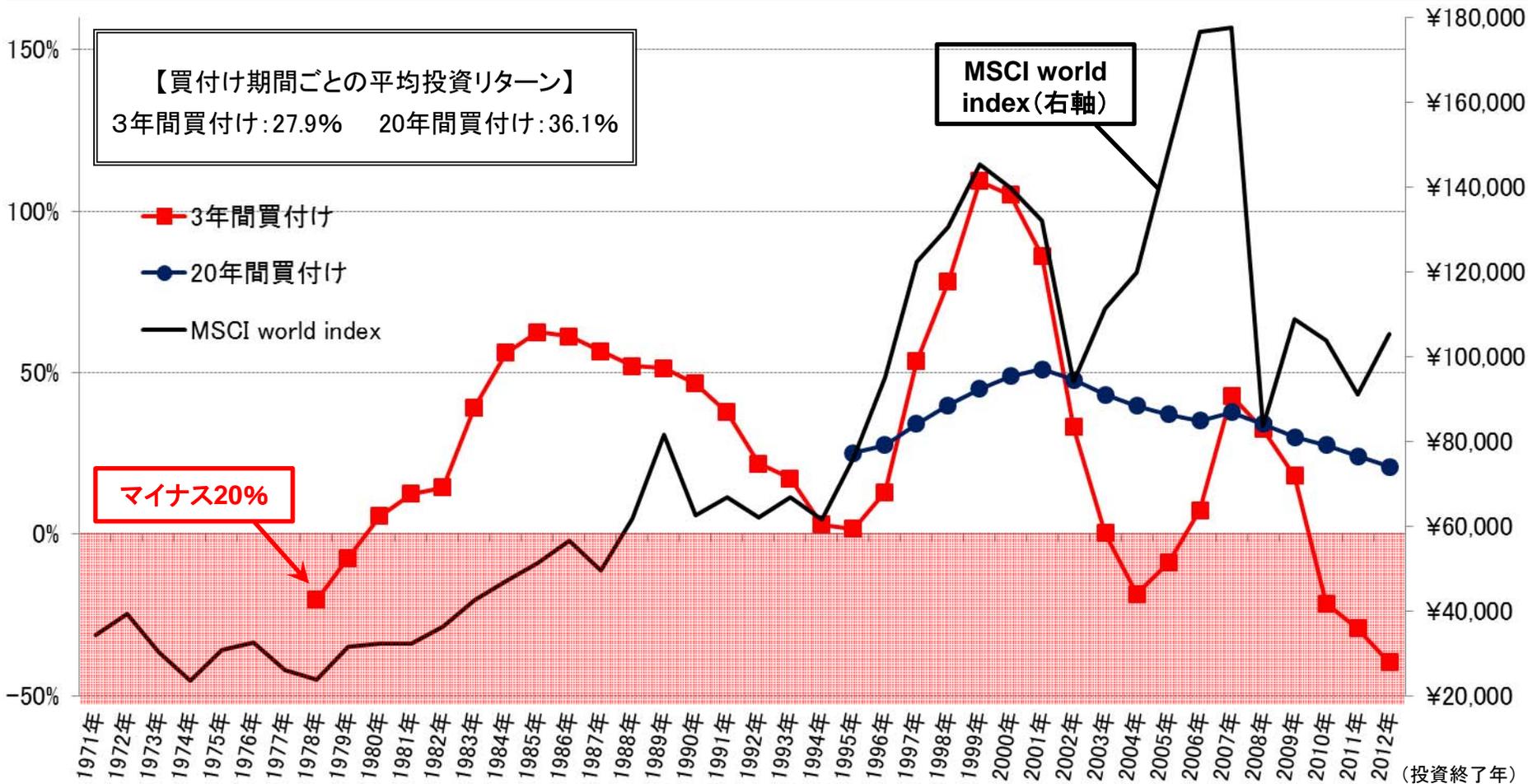


(出典)個人投資家の証券投資に関する意識調査報告書(平成23年12月 日本証券業協会)

※「個人投資家」とは、「株式、投資信託、公社債のいずれか、もしくは複数保有している者」をいう。

買付け期間ごとの投資リターンの比較

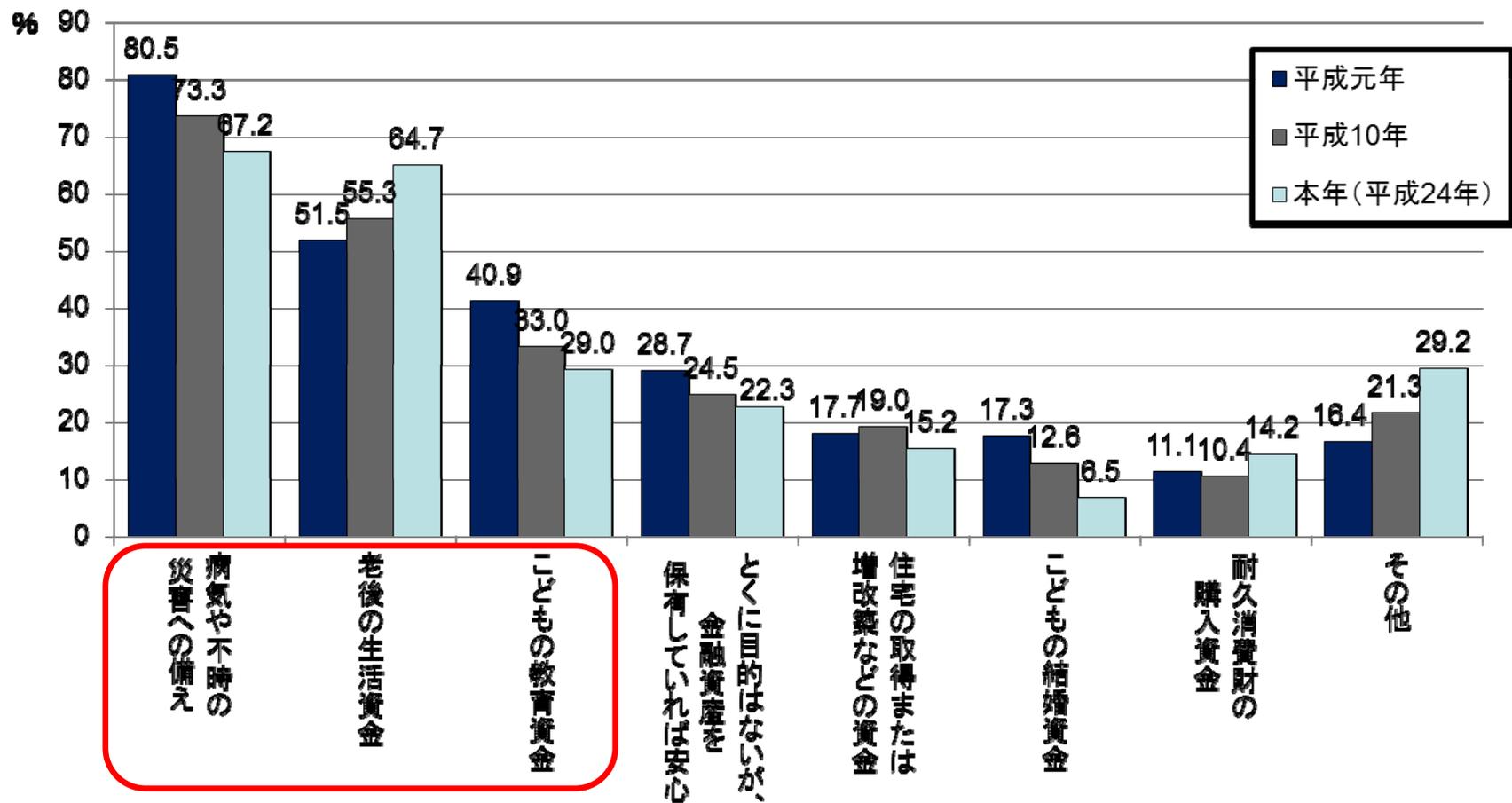
3年間の単位で買付けた場合は、市況により、投資リターンの振れ幅は大きい（-40%～+109%）ものの、20年間の単位で買付けた場合は、リーマンショックのような市場の急変があっても、安定した投資リターン（+21%～+51%）を確保している。



【試算の前提】MSCI World Index(先進国の株価を合成した円建ての株価指数で、株式の国際分散投資のベンチマークとして広く知られているもの)をもとに時点の分散を図って投資。具体的には、「毎年末に一定額ずつ買付けを行い、それぞれ買付けから5年後に売却する」と想定。横軸(西暦)は、売却完了時を示す。買付け継続期間(3年間・20年間)ごとに投資リターンを計算。
 (例)「3年間買付け」グラフの1978年データ: 1971年、72年、73年に毎年一定額ずつを買付け、買付けから5年後(1976年、77年、78年)に売却した場合の、最終的な投資リターン(≡▲20%)

金融資産の保有目的

金融資産の保有目的として、①病気や不時の災害への備え、②老後の生活資金、③こどもの教育資金、が継続的に上位に挙がっている。



(出典)金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」(二人以上世帯調査)〈金融資産保有世帯〉(3つまでの複数回答可)

◆金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大・公社債等に対する課税方式の変更)

【現状及び問題点】

- 金融商品については、商品間の損益通算の範囲が制限されている。
- 債券等と上場株式等とで課税方式に差異。

⇒ 投資家が多様な金融商品に投資しにくい状況。

【要望事項】 金融商品に係る損益通算範囲の拡大及び公社債等に対する課税方式を変更すること

金融商品に係る課税方式(現状)

現状、損益通算が認められている範囲

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離(配当所得)	申告分離(譲渡所得)
債券・公社債投信	源泉分離(利子所得)	非課税
預貯金	源泉分離(利子所得)	—
デリバティブ取引	申告分離(雑所得)	

【平成24年度税制改正大綱(抜粋)】

金融証券税制については、投資リスクの軽減等を通じて一般の投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成26年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が20%本則税率となることを踏まえ、その前提の下、平成25年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。